令和5年度大分県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に 対応した適性検査等実施のガイドライン

令和4年11月28日決定 大分県教育庁高校教育課

1. 基本的な考え方

県立中学校入学者選抜適性検査等(以下「検査」という。)については、その検査実施上の特徴として、受検者が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、検査中は基本的に検査問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底による感染拡大の防止策を講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低いとも言える。

本ガイドラインは、感染症に関する専門家からの意見や昨年度の大学入学者選抜の実施状況等を踏まえながら、その望ましい内容・方法等について整理した「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(大学入学者選抜協議会 令和4年6月3日決定)」をもとに作成したものである。

なお、今後、状況の変化があった場合には、改めて本ガイドラインの内容について検討し、必要な改定 を行うこととする。

2. 検査場の衛生管理体制等の構築

検査場となる中学校は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、「事前の準備」、「検査当日」、「検査終了後」の時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

(1) 事前の準備

①検査室の座席間の距離確保

通常の教室を用いた検査室の場合は、座席の配置はなるべく1メートル程度の間隔を確保し、1検査室当たりの受検者数を40人以内の範囲で設定し、中学校で配置計画を作成すること。出入り口付近の2つの机については、できれば配置しないほうが良いので、志願者数に応じて調整すること。通常の教室以外を検査室として使用する場合も、座席の配置はなるべく1メートル程度の間隔を確保すること。検査室の増加に伴い、中学校の実情に応じ、業務分担の工夫をすること。

②マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内におけるマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。

③検査監督者等の体調管理、感染対策等

検査監督者等については、業務前7日程度を目安に、毎朝、体温測定や体調の観察を行うこととし、 体調不良などを訴える者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診などの適切な対応をとること。

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践することや感染リスクが高まる「5つの場面」(飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、

マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面)を回避すること。 また、感染等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

④別室検査室の確保

別室検査室は、次のAからDを想定の上、小学校等からの申請に応じて適切に対応すること。

【別室検査室の種類】

- A. 体調不良者検査室
- B. インフルエンザ感染者検査室
- C. 無症状の濃厚接触者検査室
- D. 配慮・特例措置対象者検査室(マスク着用が困難な受検者を含む)
- ※Cは新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)で、 受検が認められた者を対象とする。
- ※別室検査室の掲示物は、別室検査室の種類を表記せずに、アルファベット等の表記に すること。(例:別室A、別室B、別室C、別室D)

別室検査室においては、基本的に概ね2メートル以上(別室検査室Cにおいては2メートル以上最大限大きく)の間隔での座席配置を行うこと。ただし、Dのマスク着用が困難な受検者については、1室につき、受検者1人とする。別室検査室は中学校の実情に応じ、他の受検者の移動経路と重ならない場所に設置することが望ましい。

なお、いずれの別室検査室においても、受検できるのは「健康状態チェックリスト(別紙)」で受 検不可に該当しない受検者が対象となる。

⑤検査室の机、椅子、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒

検査開始前の72時間以上使用していない検査室を除き、検査前日に次亜塩素酸ナトリウム(いわゆる塩素系漂白剤)、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと(界面活性剤(いわゆる住宅用・台所用洗剤)でも効果が期待できる)。

また、検査場準備後の検査場屋内施設への生徒の立入りを禁止すること。

検査開始前の72時間以内に、検査場となる学校職員の感染が判明した場合には、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること。消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなど適切に対応すること。

⑥面接の実施

感染拡大の防止に留意し、面接については、受検者同士及び評価者との距離を2メートル以上確保する、または、シールド板を設置するなど、飛沫感染防止策を徹底すること。また、適宜ドアや窓の開放等を行うことにより、換気を徹底すること。

(7)検査場への入場方法の検討

中学校の実情に応じ、入場開始時間を早める、受検番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口、門を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す(例えばマーキング等により1 メートル以上の間隔をとる)など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑧トイレの使用

トイレ入口に動線を示す (例えばマーキング等により 1 メートル以上の間隔をとる) とともに、入口において、混雑を避けた利用、会話を極力控える、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。トイレ休憩の時間を 30 分設定しているので、分散利用を促すこと。また、トイレ内についても換気に注意を払うこと。なお、別室検査室での受検者とは、可能な限りトイレを別に確保することが望ましい。

⑨検査終了時の検査室からの退出方法の検討

中学校の実情に応じ、終了時の混雑を避けるため、あらかじめ退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口、門を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す(例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる)などの工夫を行うこと。

⑩引率者、保護者等控室の設置

特別な配慮が必要な受検者への付添いが必要な場合もあり得るため、控室は中学校の実情に応じて設置してもよい。この場合は、受検者と同等の感染予防を講じた上で、入場を認めるのは必要最小限の人数とし、緊急時を除いて受検者と接触することを禁止すること。

なお、控室を利用する者については、「健康状態チェックリスト」(受検者が提出するものと同じ) の提出を求めるとともに、個人情報の取扱いに十分注意しながら氏名や連絡先などを把握すること。

(2) 検査当日

①検査場入場時の対応

検査場入場時の検温については、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから行わないこととし、「健康状態チェックリスト」により体温を確認することとする。

なお、平熱が 37.5℃以上ある生徒が受検する場合、当該小学校長は、証明するための医療機関作成の診断書または日頃の平熱を証明する書類を作成して、あらかじめ志願先中学校に連絡し、通常の検査室での受検承諾を得ることとする。

②集合時の健康観察

「健康状態チェックリスト」を回収し健康観察を行うこと。(受検者が「健康状態チェックリスト」を忘れた場合は、その場で記入させ、必要に応じて検温も実施して回収すること。)

体調不良(検査中も含む)を申し出る者がいた場合は、「健康状態チェックリスト」で受検可能か を確認した上で、当該受検者を別室(体調不良者検査室)に移動させ、受検させること。

なお、受検途中で「健康状態チェックリスト」に該当し、受検不可となった場合、追検査の申請・ 受検ができる。その際は、追検査を全て受検することを原則とする。ただし、適性検査の受検を完了 し、面接のみ受検できなかった場合は、面接のみの追検査とする。

③マスク着用の義務付け

発熱(発熱症状があるものの、「健康状態チェックリスト」の確認項目に該当しない者は受検可能)・ 咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用(鼻と口の両方を確実 に覆うこと)を義務付けること。休憩時間や昼食時、入退場時等の他者との接触、会話を極力控える よう要請するとともに掲示物等による注意喚起を行うこと。検査監督者等についても同様であるこ と。なお、病気・負傷や障害等によりマスクの着用が困難な受検者は、あらかじめ受検上の配慮申請 を行い、別室において受検させること。

④検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。検査監督者等についても同様とする。

⑤新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)への対応

次のA、Bの要件をいずれも満たしている場合は、新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)で、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または陽性者の発症により家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間を経過していない者の受検を認めることとする。ただし、終日、別室(無症状の濃厚接触者検査室)で受検すること。

【新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)で、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または陽性者の発症により家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間を経過していない者の受検を認める要件】

- A. 検査キット(自費購入)を使用し、2日目及び3日目で陰性を確認すること。
- B. 受検当日も無症状であること。

⑥無症状の濃厚接触者検査室の感染対策

⑤に従った、無症状の濃厚接触者検査室では、次のAからFまでの対策を講じること。 ※無症状の濃厚接触者検査室は新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共に している者を含む)で、受験が認められた者を対象とする。

【無症状の濃厚接触者検査室の感染対策】

- A. 検査場内において、別室に移動する際、他の受検者との距離が一定間隔空くように留意すること。
 - ※完全に動線を別に設ける必要はなく、受検者同士の距離が一定間隔空くような、何らかの対策が取られていればよく、互いにマスクを着用していれば、単にすれ違う場合は、感染対策上も問題ない。
- B. 別室では受検者の座席間隔を2メートル以上最大限大きく確保すること。
- C. 受検者と検査監督者の距離を2メートル以上確保すること。なお、受検者が目視できる状況であれば、廊下で監督業務を行ってもよいこととする。この場合、問題配付、解答用紙回収時は、窓際で受渡をするなどの工夫をしてもよいが、受検者に不安感を与えることのないよう留意すること。
- D. 受検者、検査監督者ともにマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒 を徹底すること。
- E. 面接については、評価者との距離を2メートル以上確保する、または、シールド板を 設置するなど、飛沫感染防止策を徹底すること。
- F. 検査監督者、評価者の割当てについては、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスのある妊娠中の職員や重症化リスク因子のある基礎疾患等を持った職員を避けるなど、適切に行うこと。
- ※「令和5年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン(大学入学者選抜協議会 令和4年6月3日決定)」によると、上記のAからEまでの要件を満たし、本ガイドラインで示す感染症対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者から他の受検者や検査監督者等に感染するおそれは極めて少ない(日常生活の様々な場面で感染する可能性よりも比較的低い)としている。

⑦換気の実施

検査終了ごとに、すべての窓を可能な限り長く(少なくとも10分程度以上)開放すること。(当日の気温や気候状況により10分程度以上開放することが困難な場合はこの限りではない。)面接検査室においても、可能な限り換気を行うこと。

⑧昼食時の対応

原則として、検査室の自席で正面を向いて食事をとるよう指示すること。また、体育館など、「三つの密」を回避できる場所で食事をとらせることもできることとする。いずれの場所でも、食事中は会話をせず、食事後はすぐにマスクを着用することを指示すること。

9検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行うこと。

(3) 検査終了後

①検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、検査終了後1週間程度を目安に、毎朝、体温測 定や体調の観察を行うこととし、体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受 診などの適切な対応をとること。

②検査室の机、椅子、ドアノブ等手を触れる箇所の消毒

授業再開前に、次亜塩素酸ナトリウム (いわゆる塩素系漂白剤)、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと (界面活性剤 (いわゆる住宅用・台所用洗剤) でも効果が期待できる)。

なお、検査終了後、使用した教室を72時間以上使用しない場合には、消毒は必要ない。

3. 受検者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくために、以下の要請を行う。

①感染防止のための注意

日頃から感染防止について心がけるとともに、毎朝、体温測定や体調の観察を行い、体調変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

検査日の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある受検者はあらかじめ医療機関での受診を行う こと。

③受検できない者

次のAからCまでのいずれかに該当する場合は受検不可(「表:状態に応じた受検可否」参照)とし、追検査受検の申請を行うこととする。

【受検不可となる要件】

- A. 新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査日に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- B. 新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)で、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または陽性者の発症により家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間を経過していない者。(ただし、2(2)検査当日⑤の要件をいずれも満たしている場合は、別室において本検査を受検することができる)
- C. 新型コロナウイルス感染症予防により、健康状態チェックリストの確認項目に該当する者など。

※本検査とは、令和5年度大分県立中学校入学者選抜実施要項で既に公表されている検査のこと。

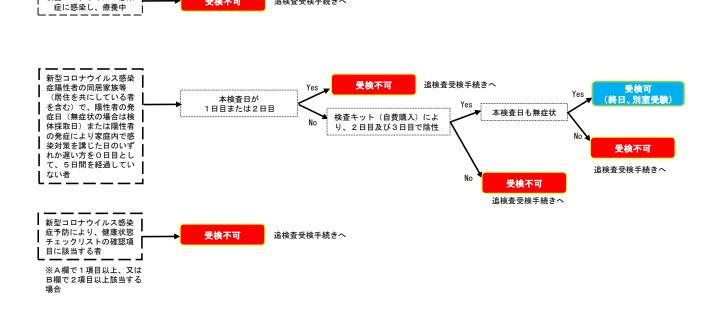
	状	受検可否	
1	新型コロナウイルス感染症に は宿泊施設等において療養中	×	
	新型コロナウイルス感染症 陽性者の同居家族等(居住を 共にしている者を含む)で、 陽性者の発症日(無症状の場 合は検体採取日)または陽性 者の発症により家庭内で感 染対策を講じた日のいずれ か遅い方を0日目として、5 日間を経過していない者	健康状態チェックリストに 示す症状等が1つでもある	×
2		検査キット(自費購入)により、2日目及び3日目で陰性を確認していない	×
		検査キット(自費購入)により2日目及び3日目で陰性を確認し、かつ健康状態チェックリストのすべての項目の症状等がない(無症状)	O (無症状の濃厚接触者検査室)
	インフルエンザに感染し、発 熱後5日、かつ、解熱後2日 経過していない	健康状態チェックリストの 受検不可に該当する	×
3		健康状態チェックリストの 受検不可に該当しない	〇 (インフルエンザ感染者検査室)
4	健康状態チェックリストに 示す症状がある	健康状態チェックリストの 受検不可に該当する	×
		健康状態チェックリストの 受検不可に該当しない	〇 (状態に応じ、体調不良者検査室)

表 状態に応じた受検可否

令和5年度大分県立中学校入学者選抜受検可否 フロー図

受検不可

新型コロナウイルス感染 |



追検査受検手続きへ

4検査前日までの対応

受検者は、受検者本人が新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査日に入院又は自宅や宿泊施設において療養する場合は、在籍する小学校に相談し、追検査の申請を行うこと。また、受検者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)が新型コロナウイルス感染症に感染し、本検査を別室受検する可能性がある場合は、在籍する小学校に申し出ること。

(受検者本人がインフルエンザに感染し、本検査を別室受検する可能性がある場合も、在籍する小学校に申し出ること。)

⑤検査当日における対応

受検者は、「健康状態チェックリスト」を検査当日の朝記入し、検査場での集合時に提出すること。 「健康状態チェックリスト」で、受検不可に該当する場合は、在籍する小学校に相談し、追検査の申請を行うこと。また、当日、38.0℃までの熱はないものの発熱症状があるなど、体調がすぐれない受検者についても、在籍する小学校に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスク(何らかの事情によりマスクの着用が困難な場合は、あらか じめ配慮申請を行うこと)を持参し、検査場では、昼食時以外は常に着用すること。休憩時間や昼食 時、入退場時等における他者との接触、会話を極力控えること。

⑥面接時の対応

面接の際、面接官への礼儀という理由からマスクを外す必要はない。

⑦検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食はあらかじめ指示された時間内に自席で食事をとり、食事をとり終えた後は、速やかにマスクを着用する。

8予防接種

感染等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑨「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

⑩変更情報の確認

入試の検査日程が変更になった場合等、志願先中学校の学校ホームページで緊急の連絡をすることがあるので、確認を心がけること。

4. 小学校における留意事項

①受検者に対する周知・徹底への協力

上記、3①~⑩の要請事項について、受検者に対して周知・徹底すること。

②マスクの着用が困難な受検者

病気・負傷や障害等によりマスクの着用が困難な受検者は、あらかじめ受検上の配慮申請を行うこ と。

③平熱が 37.5℃以上ある受検者

証明するための医療機関作成の診断書または日頃の平熱を証明する書類を校長が作成して、あらかじめ志願先中学校に連絡し、通常の検査室での受検承諾を得ること。

④志願先中学校への申請(連絡)、情報共有、連携・協力

別室検査室A~Dの受検対象者が生じた場合は、速やかに志願先中学校長に申請(連絡)を行うこと(別室検査室Dは、通知文書にて申請。)。また、受検者の同居家族等(居住を共にしている者を含

む)が新型コロナウイルス感染症に感染し、受検者が別室検査室Cにて受検する可能性がある場合は、検査前日までに志願先中学校に連絡し、速やかな情報共有を図ること。(受検者がインフルエンザに感染し、別室検査室Bにて受検する可能性がある場合も、同様に検査前日までに志願先中学校に連絡すること。)

検査前日から当日は、38.0℃までの熱はないものの発熱症状があるなど、体調がすぐれない受検者 について、志願先中学校に連絡し、速やかな情報共有を図ること。

検査後、受検者または受検者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)が新型コロナウイルス 感染症に感染した場合、小学校を通して必ず志願先中学校へ連絡し、連携・協力の上で対応するこ と。

5. 中学校関係者が新型コロナウイルス感染症感染者・濃厚接触者の特定がなされた場合の対応

検査場となる中学校の教職員や生徒およびその同居家族等(居住を共にしている者を含む)が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、当日の検査実施が困難となった場合は、実施に向けての対応を、 県教育委員会と協議の上、県教育長が定める。

6. 受検者が受検不可となった場合の対応

上記、**3**③の理由により、受検不可となった受検者の受検機会を確保するため、令和5年度大分県立中学校入学者選抜実施要項で示した日程で追検査を実施する。

なお、追検査の実施要項については別途定める。

健康状態チェックリスト

令和5年度大分県立大分豊府中学校入学者選抜

入試検査日	* 1
月	日

※1 健康状態チェックリストは 入試検査日ごとに提出してください。

入 試 区 分 (○を付ける)	本検査・追検査
受検番号	
氏 名	

検	温	結	果※2	()度

※2 発熱の有無にかかわらず、入試検査日当日朝、 自宅での検温結果を記入してください。

欄	確認項目	確認結果	
	発熱の症状がある(38.0度以上)	□はい	□いいえ
А	息苦しさ(呼吸困難)がある	□はい	□いいえ
	強いだるさ(倦怠感)がある	□はい	□いいえ
	発熱の症状がある(37.5度以上38.0度未満)	□はい	□いいえ
В	咳の症状がある	□はい	□いいえ
	咽頭痛がある	□はい	□いいえ

- ・A欄で1項目以上、又は、B欄で2項目以上該当する場合は、当該受検者だけではなく他の受検者や試験監督者等の安全確保のため、本日の入試を受検することはできません。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者の同居家族等(居住を共にしている者を含む)で、陽性者の発症日(無症状の場合は検体採取日)または陽性者の発症により家庭内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間を経過していない者は、A欄及びB欄で1項目でも該当又はその他の症状がある場合は、本日の入試を受検することはできません。